

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (8月17日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
日程の追加	12
議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	16
署名議員	17

平成27年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成27年8月17日
会期 1日間
閉会 平成27年8月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
8月17日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第4号委員会付託省略(即決) 議案第39号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第39号総務常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時30分	総務常任委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成27年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成27年8月17日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成27年8月17日 午前10時00分)

閉 会 (平成27年8月17日 午前11時58分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 友 寄 景 善

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 課 長 新 城 寛

財 務 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略
5	議案 第39号	大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第39号	大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
ただいまから平成27年第4回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 金城 勇議員及び5番 宮城辰徳議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。
（宮城功光村長 登壇）
- 村長（宮城功光） おはようございます。
第4回の臨時議会を招集いたしましたところ、全員参加のもと開会できますことを大変うれしく思います。大変ごくろうさんです。
では、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成27年8月17日提出
大宜味村長 宮城功光

内容については、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） それでは承認第4号について説明させていただきます。

大保集落排水路改修事業の決定により予算措置を行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により歳入歳出予算補正を道路維持費等で2,633万4,000円補正を行いましたので、同条第3項の規定により第4回臨時議会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この予算の内容というより、第179条の専決処分のあり方についてだけお伺いしておきたいと思います。

補正予算、前回でも専決処分での提案があったんですが、これまで補正予算についての専決処分はほとんどなかったと思うんです。前回もその話をちょっとしたかったんですが、今回まとめてお伺いしておきたいと思います。これは専決処分するまでの工程、県との調整とか、その辺どうなっているのかと思うんです。普通、専決処分、大体よその場合だったら、緊急の場合の支出に対して、災害とか緊急の場合に対して専決処分だったら話はわかるんですよ、実際。当初からの計上の漏れだったのか。議運のところで総務課長のほうからちょっと説明があったんですが、この専決処分のあり方について、緊急性の問題とか、その辺のこともひとつ触れていただければ理解が早いと思うんですが、これだけ聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） ただいまの御質疑にお答えいたします。

専決処分の、補正のあり方についてなんですが、従来緊急性のものをということで、歳出のみの場合においては充用等、流用等で処理を行うようにしております、また歳入が伴うものについては専決処分ということで補正を行うということで取り決めではないんですが、内容としてはやっております。今回のものにつきましては、6月定例会が9日までだったんですが、その同日、内示を県のほうからいただきまして、その交付申請が16日までに申請を提出しないとイケないということで、添付書類の中には予算の確約までが必要だったものですから、今回は本来であれば臨時議会を開いて行うべきところですが、時間的余裕がなかったために専決での補正となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について

大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金3億132万円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字白浜442-657
商 号 有限会社 山城建設
氏 名 代表取締役 山城 小代美

平成27年8月17日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法〈昭和22年法律第67号〉第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課のほうから説明をさせます。よろしくお願ひします。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

(新城 寛教育課長 登壇)

○ 教育課長(新城 寛) それでは議案第39号の補足説明を行います。

大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について。本村では、大宜味村立小学

校適正化基本計画に基づき、平成28年4月より結の浜大宜味村字塩屋1306-6に、村内4小学校を統合し新たな小学校を建設。中学校については、校舎等の老朽化により建てかえ移転事業を行っております。統合及び建てかえ移転事業に伴い、小学校及び中学校グラウンド等の整備を行い、たくましく、心豊かな子供たちを育成するため、屋外教育環境整備の充実を図るものであります。事業名といたしまして、大宜味村立小学校・中学校整備事業。

工事概要、主な概要として、学校グラウンド及び外構工事を行うものでございます。土工一式、排水工一式、この中にはRPU型側溝、可変勾配側溝、管渠型側溝、集水枘46基、さらに舗装工一式、舗装面積として約7,737平米。路側工一式、道路境界ブロックや地先境界ブロック、点字ブロック等があります。スタンド工一式、スタンド側の昇降路、スタンド擁壁等がございます。擁壁工一式、村道側フェンス設置擁壁等がございます。さらに屋外運動場施設工一式、これにつきましては運動場クレイ舗装工、防球ネット一式、バックネット、砂場、砲丸サークル、野球設備、テニスポスト、水飲み場、それにソフトテニス施設工一式。附属施設工といたしまして、防護柵、フェンス工、ネットフェンス、両開門扉、車どめアーチ、手すり。雑工として正門柱、裏門柱、それと裏門階段、ベンチ等がございます。区画線工事一式、カラー舗装、道路付属物がございます。機械設備工一式、給水、排水、給水引き込みがございます。撤去復旧工も一式ございます。さらに赤土流出防止対策工事として種子吹き付け、芝生張りがございます。履行期限としまして、平成28年3月18日となっております。

なお、平面図等を添付しておりますので参照していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 二、三確認したいものがありまして、教育長のほうに質疑したいと思います。

平面図を見た限りは、この平面図の中に野球施設（小学生）、野球施設（中学生）というふうにはっきりした区分でされているのは大変ありがたいと私は思っております。しかしながら、これまでのグラウンドの使用等の問題については、教育長は何度となく、中学生の余った時間に、あいた時間に小学生は使用するということを説明してきたわけですが、このようにはっきりと区別した施設を打っているわけですから、その辺の考えは、もう、小学生も常日ごろ中学生がやっている最中でも使用できるということでの意味と私は思っております。その辺の考えと。

あとこのグラウンドの内容ですけれども、このグラウンドの暗渠、管渠型側溝とありますが、グラウンドの中に多分管で暗渠を、排水をやると思うんですけれども、もう少し具体的に、どのようになっているのか。

それとこの辺は何回も見ておるとおり、中学校の野球施設、方面、この辺が水、こっちに勾配があつてなのか、水はけも悪い感じがいたしますので、例えばこれがこういうふうな、今の状態がそのまま続くと、じゃあ小学生が野球しているときに中学生側は水がたまっていると。小学生はどきなさいとか、こういうふうなことはあり得ないのか。

そしてあとは、混合土6対4、赤土6、砂4とありますが、この赤土はどこのものなのか、それもお聞きしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

野球グラウンドの使用の件であります、御質疑にありましたように、小学校、中学校同時に練習ができるような設計となっております。

あとについては、課長のほうから説明させます。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員の質疑にお答えいたします。

暗渠という話ではなく、運動場を全体的にグリ石とか、石を敷いてやる予定です。通常の暗渠、今まで各学校でやっていたところのようなものではなく、暗渠を、ちゃんと排水、最終的にはまた確認をしてお答えしたいと思っておりますけれども、今私の手元の中にはそういうような形で排水をしっかりやっていきたいと思っております。塩屋小学校の施工と同じような感じでやっていきます。全体的にはグリ石を敷いてやっていく予定です。

赤土については、現在予定としては、本部のほうから持ってくる予定です。これまでいろいろ土のほうを村内で探す予定でしたが、コスト等、いろいろ検討した結果、土の購入という形になります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 今、教育長から、これは明らかに小学生、中学生、同時に練習が可能ということで答弁がありました、今までの、中学校優先にということがあったんですが、この設備はどうなっているのか、説明会はやっているのか。もう確定、いろんな検討委員会もあると思うんですが、その中で決定して、決まったことなのか。その辺1点ですね。

あと、これは管渠型というから、私はまるっきりパイプですね、パイプのあっちこっち穴があいた、あれを埋めて、そこに集水して、それから流していくかなと思ったんですが、できるだけその辺も、こっちは確実に沈下はしていくわけなんですね、この地域は。これは専門家が言っています、何カ年か後には必ず沈下しますよと。そこら辺まで考慮してやらないと、また幾ら金をかけても、何カ年かすると沈下して、これが技能を果たさない。そういったものも考慮してから設計されているのか。その辺もひとつお願いしたいと思います。

そしてきょうこの議会を迎えながら、この現場の、国道沿いの歩道を見ると、みんな水だらけなんです。これは恐らく上から浸透していつて歩道に流れたものと思うんですが、その辺の対策もきちんとやってもらわないと。きょうちょっと見たら、歩道が水だらけになっていたものですから、その辺、グラウンドの対策も歩道に迷惑をかけないようなやり方をやってもらいたいと思います。

それから土は本部からということがありましたが、この土も、皆さんで本当に現場を見て、これは粘土質だったら、砂を混ぜ合わせても効果ありませんのでね、幾ら砂を入れても粘土質の土だったら、その辺をちゃんと精査して設計されているのかその辺お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） グラウンドの使用とグラウンドの設計等については、推進委員会の、専門部会のほうでいろいろ話し合いをして、こういう設計に至ったということで、これを受けて住民説明会等は行ってはおりませんが、この部会等でいろいろ専門的に、あるいは学校からの意見等を反映させた形の図面になっていると認識しております。

- 議長（平良嗣男） 教育課長。
- 教育課長（新城 寛） 先ほどの御指摘ですね、搬入土につきましては、我々も現場のほうで確認をして施工に当たりたいと考えておりますので御理解よろしくをお願いします。
- 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。
- 1番（大城佐一） ぜひですね、グラウンド、例を言うと、現の大宜味中学校が設立された当初ですか、この大宜味中学校のグラウンドは、当初は朝大雨降って、水がたまって1時間すればサッと引いて野球ができたわけなんです。その辺、多分、下のほうがいろんな、石積みされて、それが自然の排水になっていたという話を私は聞いております。実際、工事に入る前は見ていないんですがね、こういうことだったということを知っていて、じゃあそのせいで水はけがいいんだなということを知っていますので、土も当初の大宜味中学校の話、砂混じりの土で本当に水はけのいい状態のような土でありましたので、せっかくつくるからには、雨が降っても1時間ぐらい待機してすぐできるような運動場の設備を、排水関係をぜひやってもらって、有意義な運動ができるような施設にしてもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
- 8番 吉濱 覺議員。
- 8番（吉濱 覺） 議案第39号の提案理由として「本件について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する」、それで説明資料を見ると、先ほど教育課長から言われて、工事概要ですね、区画線工一式、カラー舗装、道路付属物、8ページの平面図を見ると、⑭、⑮、⑯、⑰なのか、ちょっと確認したいと思いますが、よろしくをお願いします。
- 議長（平良嗣男） 教育課長。
- 教育課長（新城 寛） 吉濱議員のおっしゃるとおり、平面図のほうにあります⑭、⑮、⑯の国道側のほうの工事になります。
- 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。
- 8番（吉濱 覺） なぜ国道の土地に大宜味村が事業執行しなければならないか。今契約書、またほかの添付書類を見る限り、その辺が見えてこないです。もちろん先ほど言ったような提案理由で契約及び財産の取得処分という手続できていると思うんですけども、大宜味村がなぜ国道の土地に予算執行しなければいけないか。どういうことか確認していただきたいと思います。
- 議長（平良嗣男） 教育課長。
- 教育課長（新城 寛） なぜ国道側のほうにという話、それは我々のほうから国道側のほうに歩道の申請を上げようかと考えております。歩道の部分に関して、歩道設置と信号設置をお願いしているところなんですけれども、その中での国道側との調整の中でカラー舗装等を行ってもらえないかということでの調整の中で出てきた部分で、原因者側が村のほうにありますので、そこについてはこちらのほうでの施工になるということでの調整を行っております。
- （「さっき質疑したんですけども、何でこっち見えてこない。普通だったらその辺のしかない、人の財産に工事するわけだから、これが国道になるのか、村の財産になるのか、その辺の問題が出てこないものだから、その辺のことまでちょっと確認をお願いします」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 先ほども話したように、原因者側での施工になるかと考えているところで。これまでも道路の取りつけ口や、そういうところの交差点部分のものについての協議、いろいろあったかと思いますが、その場合においても原因者のほうでの工事取りつけになっているということで、今回、歩道をこちらに設置したいということで調整を図ったところでございます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 1点だけお伺いしておきたいと思います。

議会運営委員会におきまして、資料を要求して、けさ目を通していただいているわけなのですが、撤去復旧工が一式ということで、けさの資料にも同じように一式とあるんですが、更地であると思うんですが、この撤去復旧工というのは内容は何かあるのでしょうか。何かあって撤去する予定が何かあるのでしょうか。そうであれば、説明資料に書いていただかないと、告示の日に出された資料と全部一緒なんです。何のために資料要求したかわからないですね。非常に疑問持っているところなんです、更地のところから撤去するのが何かあるのかと。その点だけお伺いしておきます。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） まず、説明資料の中で付記されていなくて申しわけございませんでした。

この撤去等につきましては、村道側の学校側とのすりつけ部分、その部分の歩道の境界ブロックだったり、そういうところを撤去しながらすりつけ部分、入り口部分をつくるということでの撤去作業ということで御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、確認だけさせていただきます。

この工事について、運動場の話も先ほどあったんですが、やっぱり散水設備ということについて、この機械設備工の給水、排水、給水引き込みになっているのか。散水で、乾いた日などは大変なので、先にきちんとした設備をやっておくべきじゃないかと思うんですが、その辺は、散水設備については何か所で、どういうパイというか、口ですね、散水口がどれぐらいの口径で検討されているのかお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時32分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時37分）

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 散水のほうですが、グラウンド内、フィールド内に散水用としては2カ所考えております。各4コーナーありますけれども、2コーナーのほうに設置。それと水飲み場として運動場側に2カ所。あと屋内体育倉庫施設の中にも水飲み場を設けておりますので、散水の際にはそこら辺も利用しながら水をまこうと考えております。散水栓につきましては、パイ25ミリを考えております。

- 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。
- 2番（新城一智） 25ミリという口径についてありましたけれども、これは今話があった2コーナー、4コーナーと、あと水飲み場、体育倉庫近くの水飲み場。これは全部同じ25ミリの散水設備として捉えていいのか。普通のホースとの違いはどうかということですね。その辺確認します。
- 議長（平良嗣男） 教育課長。
- 教育課長（新城 寛） 敷地のほうも広いので、最終的に飲み場に関しては20ミリまで落としております。
- 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。
- 2番（新城一智） この使う散水の水については、工業用水として引かれている水を予定しているのか。それとも簡易水道をそのまま使用してやるようにしているのか、その辺だけ確認して終わります。
- 議長（平良嗣男） 教育課長。
- 教育課長（新城 寛） 今の設計段階におきましては、簡易水道、水飲み場も兼ねていますので、飲料水ということで、現在、簡易水道を使用しようということで設計しております。
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約については、総務常任委員会に付託します。

-
- 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。
(午前10時40分)

-
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前11時38分)

◎日程の追加

- 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。
お諮りします。議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工

事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第115号

平成27年8月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第39号	大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について	可 決 全会一致

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告します。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、教育課長及び学校教育係長の出席を求め、8月17日午前10時30分からの審査予定を20分繰り下げて10時50分から審査いたしました。

本件は、「大宜味村立小学校適正化基本計画」に基づき平成28年4月より『結の浜』地区内に村内4小学校を統合して、新たな小学校を建設する。また、中学校については、老朽化により環境改善事業により、『結の浜』地区内に建替え移転を行う工事の請負契約です。

工事の概要については、土工一式、排水工一式 RPU型側溝・可変勾配側溝・管渠型側溝・集水枡(46基)、舗装工一式 舗装面積約7,737㎡。路側工一式 道路境界ブロック・地先境界ブロック・点字ブロック、スタンド工一式 スタンド側の昇降路・スタンド擁壁等、擁壁工一式 村道側フェンス設置擁壁等、屋外運動場施設工一式 運動場クレイ舗装工(混合土6(赤土):4(砂))・防球ネット一式 バックネット・砂場・砲丸サークル・野球設備・テニスポスト・水飲場、ソフトテニス施設工一式、附属施設工一式 防護柵・フェンス工・ネットフェンス・両開門扉・車止アーチ・手摺り、雑工一式 正門柱・裏門柱・裏門階段・ベンチ、区画線工事一式 カラー舗装・道路附属物、機械設備工一式 給水・排水・給水引込、撤去復旧工一式、赤土流出防止対策工一式 種子吹付・張芝であります。

また、請負契約金額は、3億132万円、契約の相手は有限会社 山城建設、工期は平成27年8月18日から平成28年3月18日となっております。

議案第39号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） まず、原案に反対者の発言を許します。

8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覺） 議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について反対の立場で討論を行います。

私は、これまでに2014年第8回臨時議会から2015年第3回定例会までに、継続して本村の未来を担う子や住民の命を守るために学校建設や埋立地結の浜の安心、安全な環境づくりなどについて、一般質問や反対討論を繰り返してきました。

本村の外構工事概要の説明資料によると、国道58号線上にカラー舗装、道路付属物一式が施工計画イメージ平面図に図示されていますが、埋立地結の浜に新たな小学校を建設し、中学校建て替え移転を行う目的としています。安心、安全を確保する目的から、よりよい施設は必要だと思います。村内の国道58号線の急カーブの一部にカラー舗装が施されています。しかし、なぜ本村が村道ではなく、国道にカラー舗装の施工をしなければならないのか。また埋立地結の浜の安心、安全な環境づくりに疑問を感じています。

2014年第9回定例会一般質問、子供たちの安全・安心な学校生活の確保についての答弁で、村長は2016年4月1日開校に向けて安心、安全な学校の確保のため、避難路対策として学校から村道念蒲エーガイ線へつなげる避難路整備を2015年度に整備実施するとともに、今後、引き続き国道58号線の横断についての対策や今後建設が予定される民間アパートの避難タワーとしての位置づけを検討していきます。12月に発表されています津波避難困難地域という地図があり、大宜味村は全く困難場所ではない位置づけで、5分以内で十分避難することが可能だという。2015年度に避難路の実施については、しっかりと保護者や村民に報告ができるように対応していきたいと思っています。

2015年第2回定例会の一般質問、小学校統合・中学校移転地結の浜の安全な環境づくりについての答弁で、村長は結の浜に防災計画調査測量設計業務の委託をし、3月31日に完成し、上半期で発注して、12月までには避難経路が完成する計画を今後取り組んでいるところです。その中で専門家の皆さんの御意見を聞いたり、これから結の浜全体的な避難路の防災策について事業委託で専門家の意見を聞くという内容になっています。村議から防災学専門家、できましたら琉大の地域防災センターの方々も入れてい

ただきたいという意見があったと委託業者に助言をしていきたいと思っています。また、村教育長は、最新のハザードマップによりますと、1センチから30センチの浸水が一部の学校敷地にあるということで、村内各集落沿岸の集落のどこよりも結の浜のほうが安全性が高いということになっています。今後、東日本大震災の教訓を生かして適切に、安全に避難できるように、今後とも村民に説明しながら納得してもらえるような形で開校にこぎつけていきたいと思っています。

2015年7月28日、村の結の浜地区避難路整備計画説明会によると、結の浜地区における避難可能距離の算定を行った結果、約560メートルから約2,100メートル程度となっております。ただし、限界距離は1,000メートルとされており、また既存の調査から見ても徒歩避難者の全体8割程度の避難距離が625メートル、歩行困難者が同行する場合は9割が801メートル以内の避難距離となっております。そのため、これらの数値を考慮し、約600メートルから約1キロメートルを避難可能距離に設定しています。また津波到達予想時間は、沖縄県の津波被害想定調査結果により、最短の32分、大宜味村地点を採用しています。目標地点③の小学校から移動距離900となっております。しかし、教育長が2013年12月定例会で議員に提出した小学校統合、中学校移転に係る資料の避難経路Bルートは、標高20メートル地点までの移動距離820メートルで、障害者等急いでによると、避難に要する時間は31分となっております。移動距離約900メートルに置きかえてみますと、避難に要する時間は34分になり、津波到達予想時間最短の32分、大宜味村地点を越えています。また津波到達予想時間と避難する際に要する歩行速度などに基づき、避難開始から津波到達予想時間までに予想が可能な距離、範囲を設定するとしています。限界距離の1,000メートルを超える地域の避難対策などや学校敷地の一部に1センチから30センチの浸水があると説明していますが、沈下量40センチや大潮満潮時に約1メートル弱海面が高くなることを考慮されていない上に、液状化の問題などもあり、不安を抱えている人は少なくありません。東日本大震災でこれと同じ程度の到達時間で大量の犠牲者が出たという事実は避難が机上の計算どおりにはいかないということを示しています。さらに震源地が近ければさらに到達時間はもっと近くなり、地震が大きければ想定浸水深は高まります。

よって、結の浜安心、安全な環境づくり整備事業を科学的に安全性の確保をしていくために、琉球大学島嶼防災センター運営委員、工学部4名、理学部2名、医学部2名、工文学1名、観光産業学科1名、教育学部1名、農学部1名、合計12名の教授など、公的研究機関の検証を得て、住民などへの説明が必要とあると考えます。これまでに要望し続けてきましたが、いまだに実現していません。本村の未来を担う子や住民の命を守るためにも反対せざるを得ません。どうか本議会に対する議員の賛同を求め、反対討論といたします。

（「議事進行上の発言許可願います」と呼ぶ者あり）

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 議事進行上の発言をいたします。

ただいま議題になっているのは、小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約の議案なんです。さっきの反対討論を聞いていますと、議題外に大部分わたっていると思うんです。そういうのを要約してきちんとやらなければ、後々、議会運営の示しがつかなくなると思います。後ほど議長のほうで検討いただきたいと思います。これは議事進行上の発言でございますからよろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） ありがとうございます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

2番 新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番(新城一智) では、議案第39号に対して賛成の立場で討論を行います。

大宜味村4小学校の統合、また中学校の移転、小学校、中学校は躯体もほぼ完成しまして、屋内運動場も着々と進行している途中であります。平成28年4月に向けて、やっぱり子供たちにいい環境を与えるためには屋外運動場の整備は必須です。よって、早目に契約し、平成28年4月にはいい環境で子供たちの心身ともに健全育成のためにも、やっぱり屋外運動場は必要でありますので、議員各位御検討を願ひまして、御賛同いただきますようお願いして賛成討論といたします。よろしく願ひいたします。

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第39号 大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員